

議員提出第1号議案

足立区ながいき応援手当支給に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成20年2月21日

提出者

足立区議会議員	ぬか	が	和	子	
同	鈴	木	けん	いち	
同	大	島	芳	江	
同	伊	藤	和	彦	
同	針	谷	み	きお	
同	橋	本	ミ	チ子	
同	さ	と	う	純	子
同	浅	子	け	い	子

足立区議会議長 加藤 和明 様

(提案理由)

高齢者が安心して長生きできるように、ながいき応援手当を支給し、介護保険料などの負担を軽減するとともに、福祉の増進を図るため、本案を提出する。

足立区ながいき応援手当支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢者が安心して長生きできるように、ながいき応援手当（以下「手当」という。）を支給し、介護保険料などの負担を軽減するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 手当の支給を受けることができる者は、足立区内に住所を有する者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第1号被保険者である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているときは、手当を支給しない。

(支給額)

第3条 手当の額は、1人あたり年額5,000円とする。

(申請及び通知)

第4条 手当の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、第2条に規定する支給要件の該当性を審査し、手当の支給の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(返還)

第5条 区長は、虚偽又は不正の手段により手当の支給を受けた者に対し、既に支給を受けた額の全額を返還させることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。